

出雲キャンパスにおける授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い

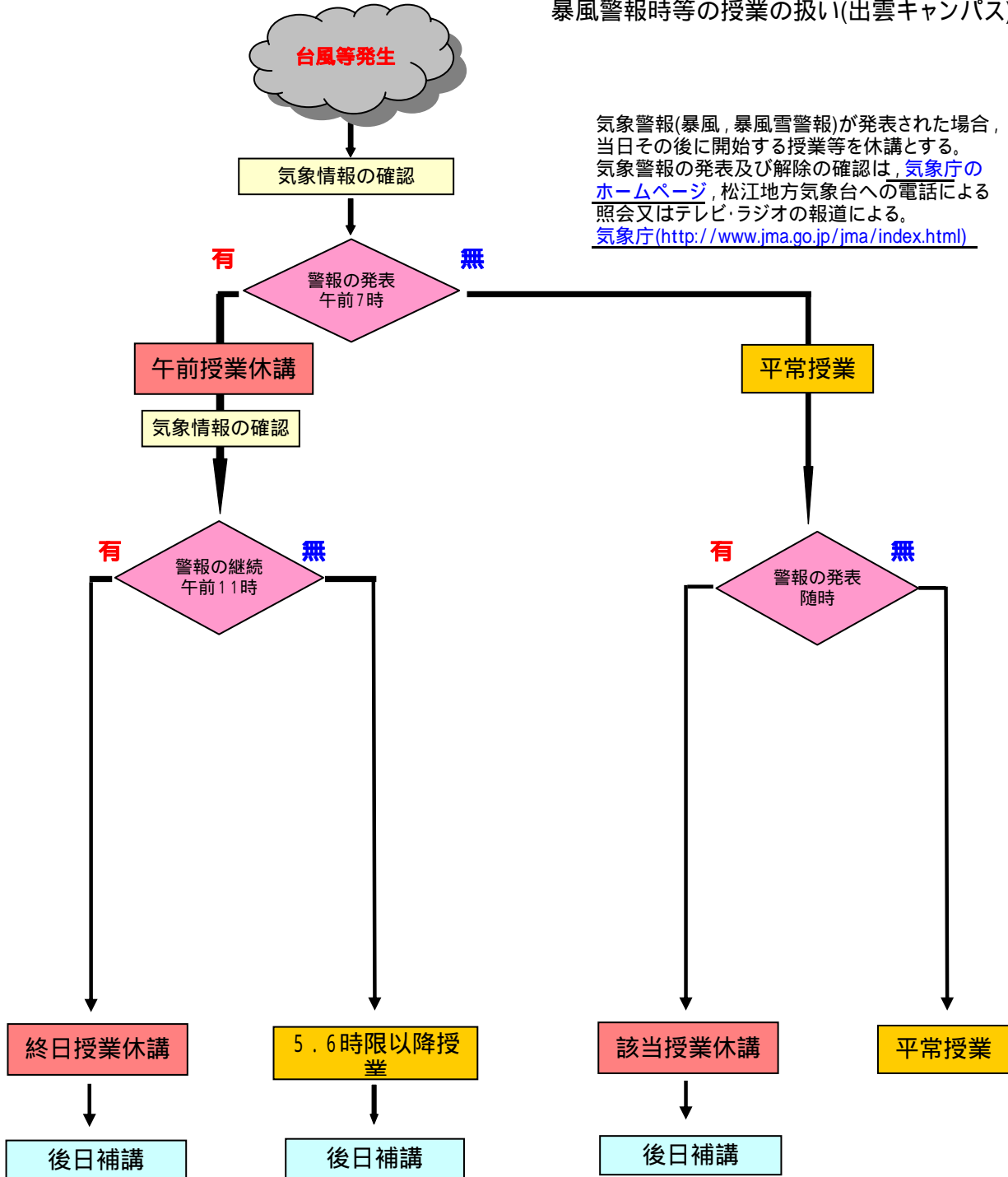
(平成20年1月21日 学長決裁)

この取扱いは、暴風、暴風雪及びその他の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業及び定期試験(以下「授業等」という。)の休講等に関し、必要な事項を定める。

1. 島根県出雲地区において、気象庁から暴風警報又は暴風雪警報(以下「気象警報」という。)が発表された場合、当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし、次の場合は、授業等を実施する。なお、授業等の実施中に気象警報が発表された場合は、適切な方法によりキャンパス内に周知する。
 - (1) 午前7時までに気象警報が解除された場合は、平常どおり授業等を実施する。
 - (2) 午前11時までに気象警報が解除された場合は、5・6時限目の授業等から実施する。
2. 学外実習を行う地区において、気象庁から気象警報が発表された場合、当日の学外実習を休講とする。ただし、次の場合は、学外実習を実施する。なお、学外実習中に気象警報が発表された場合は、適切な方法により各実習先へ連絡し、学生に周知する。
 - (1) 午前7時までに気象警報が解除された場合は、午前の学外実習から実施する。
 - (2) 午前11時までに気象警報が解除された場合は、午後の学外実習から実施する。
3. 金曜日(金曜相当日を含む。)に松江キャンパスの開講科目を履修するため大学が運行するバスを利用する者について気象警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし、次の場合は、授業等を実施する。なお、授業等の実施中に島根県松江地区又は出雲地区に気象警報が発表された場合は、適切な方法によりキャンパス内に周知する。
 - (1) 午前6時までに島根県松江地区及び出雲地区の気象警報が解除された場合は、平常どおり授業等を実施する。
 - (2) 午前10時までに島根県松江地区及び出雲地区の気象警報が解除された場合は、5・6時限目の授業等から実施する。
4. 前項以外で、松江キャンパスで開講される科目を履修する者は、松江キャンパスにおける休講措置1, 2による。
5. 気象警報の発表及び解除の確認は、気象庁のホームページ、松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道によるものとする。
6. 1から3に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合には、適切な方法によりキャンパス内に周知し、臨時に全部又は一部の授業等を休講とすることがある。
 - (1) 学校保健法に規定する伝染病の予防上必要があると医学部長が認めた場合。
 - (2) 上記以外の場合で、医学部長が緊急に休講する必要があると認めた場合。
7. 休講に伴う補講の取扱いは、松江キャンパスにおける開講科目は教育・学生担当副学長が、出雲キャンパスにおける開講科目は医学部長が、別途決定するものとする。
8. 教育・学生担当副学長は、松江・出雲両キャンパス間の同一授業において、一方のキャンパスの休講措置により、学生が授業等を受けることができなかつた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

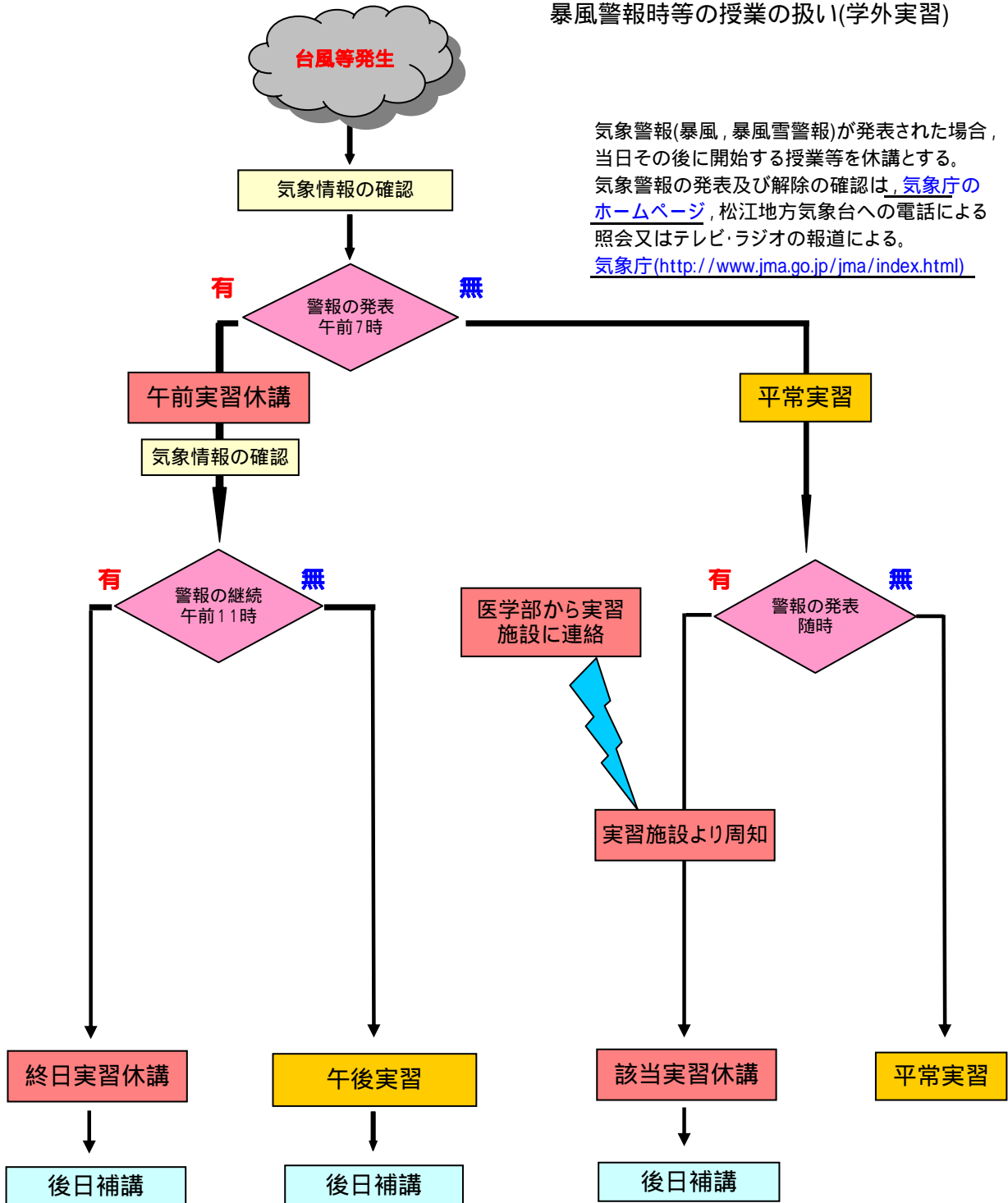
この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

暴風警報時等の授業の扱い(出雲キャンパス)



授業等の実施中に気象警報が発表された場合は, 適切な方法によりキャンパス内に周知する。

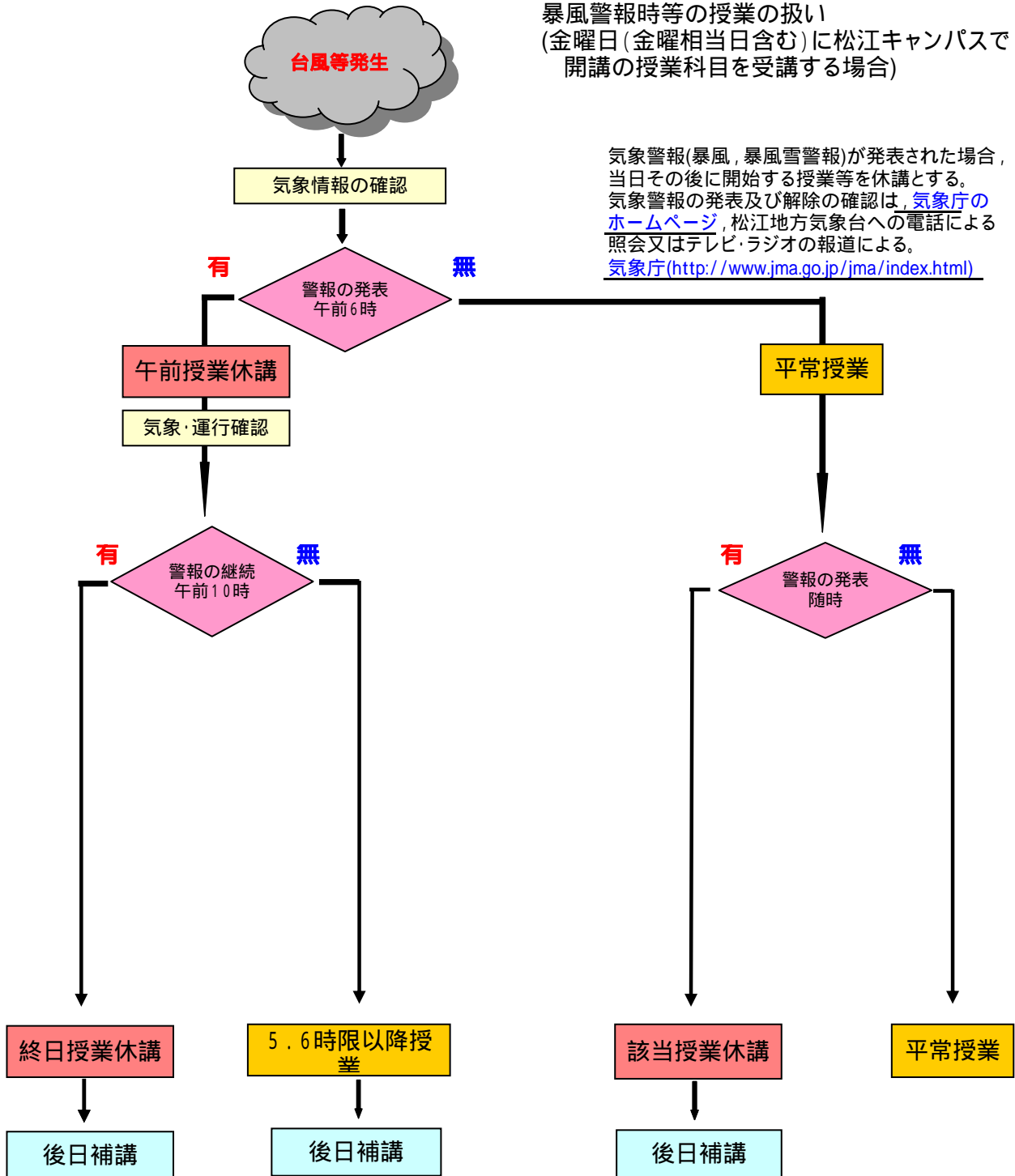
暴風警報時等の授業の扱い(学外実習)



気象警報(暴風, 暴風雪警報)が発表された場合, 当日その後開始する授業等を休講とする。気象警報の発表及び解除の確認は、[気象庁のホームページ](http://www.jma.go.jp/jma/index.html), 松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道による。
[気象庁](http://www.jma.go.jp/jma/index.html)(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

学外実習中に気象警報が発表された場合は, 適切な方法により各実習先へ連絡し, 学生に周知する。

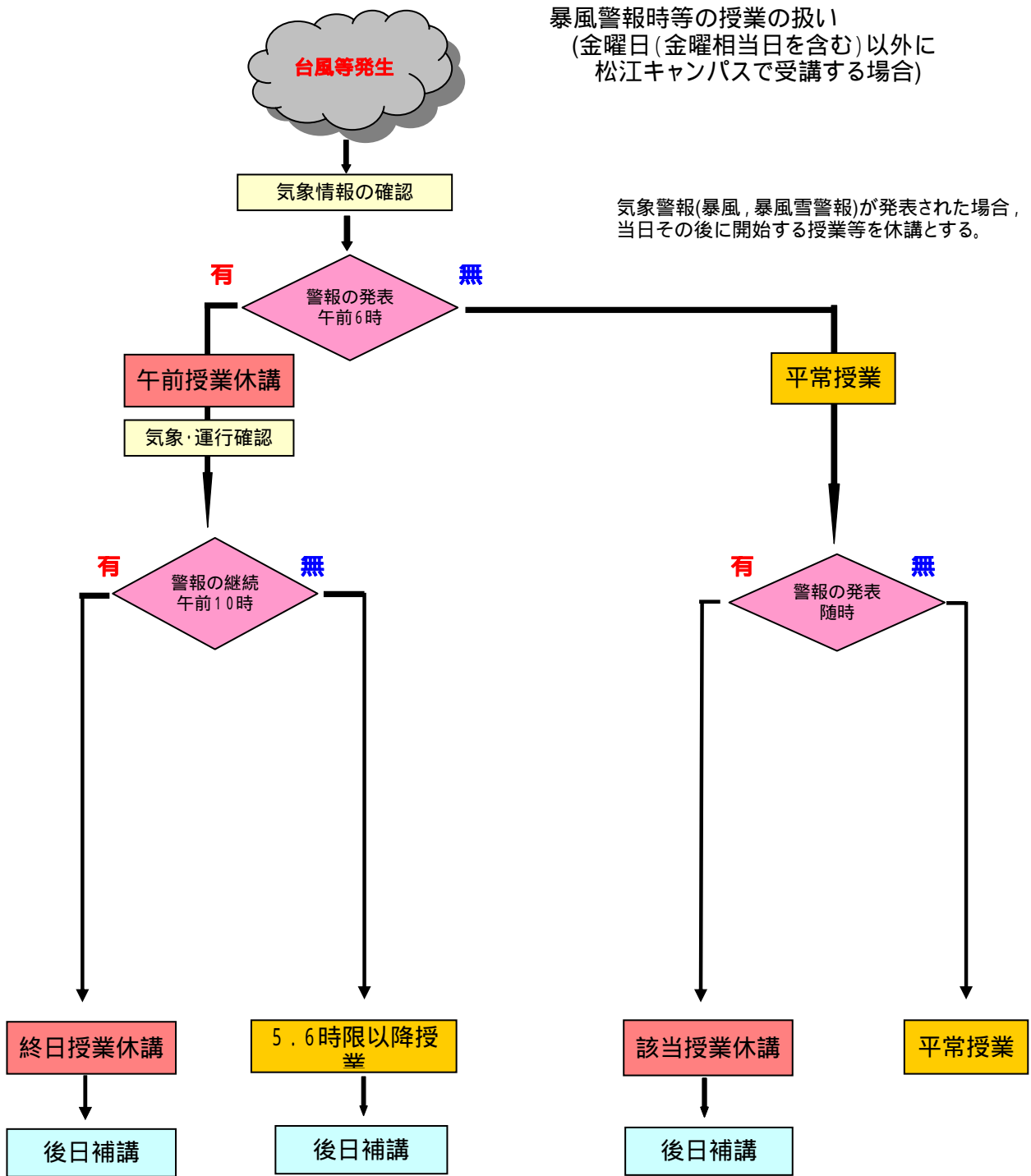
暴風警報時等の授業の扱い
(金曜日(金曜相当日含む)に松江キャンパスで
開講の授業科目を受講する場合)



気象警報(暴風, 暴風雪警報)が発表された場合,
当日その後に開始する授業等を休講とする。
気象警報の発表及び解除の確認は,[気象庁のホームページ](http://www.jma.go.jp/jma/index.html),松江地方気象台への電話による
照会又はテレビ・ラジオの報道による。
[気象庁](http://www.jma.go.jp/jma/index.html)(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

授業等の実施中に気象警報が発表された場合は, 適切な方法により
キャンパス内に周知する。

暴風警報時等の授業の扱い
(金曜日(金曜相当日を含む)以外に
松江キャンパスで受講する場合)



気象警報(暴風, 暴風雪警報)が発表された場合,
当日その後に開始する授業等を休講とする。

気象警報の発表及び解除の確認は、[気象庁のホームページ](http://www.jma.go.jp/jma/index.html)、[松江地方気象台](http://www.osaka-jma.go.jp/matue/)への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道による。

又、交通機関の運休及び運休の解除の確認は、[JR西日本米子支社](http://www.westjr.co.jp/)のホームページ、[JR西日本米子支社](http://www.westjr.co.jp/)各駅への電話による照会及び市内バス運行会社への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道による。

[気象庁](http://www.jma.go.jp/jma/index.html)(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)、[松江地方気象台](http://www.osaka-jma.go.jp/matue/)(<http://www.osaka-jma.go.jp/matue/>)
[JR西日本](http://www.westjr.co.jp/) (<http://www.westjr.co.jp/>)

授業等の実施中に気象警報が発表された場合や、交通機関が運休した場合、又は運休が見込まれる場合は、適切な方法(掲示、休講情報等)によりキャンパス内に周知する。